

令和8年度 信州まつもと空港利用助成金制度

松本市助成

(一社) 松本観光コンベンション協会

※本事業助成の対象者：旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者（各助成金制度は併用申請可能）

通常メニュー→	広告助成			送客助成			レンタカー助成		貸切バス助成	
	(1)信州まつもと空港を発着する定期便を利用する募集型企画旅行であること ※片道利用可 (2)松本市内宿泊施設を利用すること (3)募集人数の合計が1企画につき 20名以上 であること			(1)信州まつもと空港を発着する定期便を利用する募集型企画旅行であること ※片道利用可 ※添乗員も含め対象とする (2)松本市内宿泊施設を利用すること			(1)信州まつもと空港を発着する定期便を利用する募集型企画旅行であること ※片道利用可 (2)松本市内レンタカー会社を利用すること		(1)信州まつもと空港を発着する定期便を利用する募集型企画旅行であること ※片道利用可 (2)松本市内宿泊施設を利用すること	
路線名	募集人数	助成額	対象期間	対象	助成額	対象期間	助成額	対象期間	助成額	対象期間
札幌（新千歳） 福岡 神戸	20名以上	10万円/企画	12/1～2/28に催行予定のもの	募集型のみ	往復5,000円/名 片道2,500円/名	12/1～2/28		12/1～2/28		12/1～2/28
札幌（丘珠）	20名以上	10万円/企画	運航期間のうち 4/1～6/30に催行予定のもの	募集型のみ	往復5,000円/名 片道2,500円/名	運航期間のうち 4/1～6/30に催行予定のもの	往復5,000円/台 片道2,500円/台	運航期間のうち 4/1～6/30に催行予定のもの	1台50,000円/台 1台25,000円/台	運航期間のうち 4/1～6/30に催行予定のもの

問い合わせ先 : (一社) 松本観光コンベンション協会 0263-60-8480 | tourdesk@matsumoto-tca.or.jp